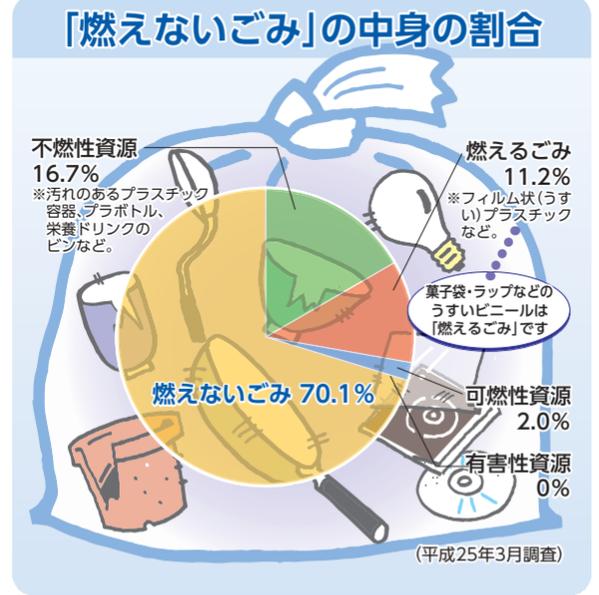
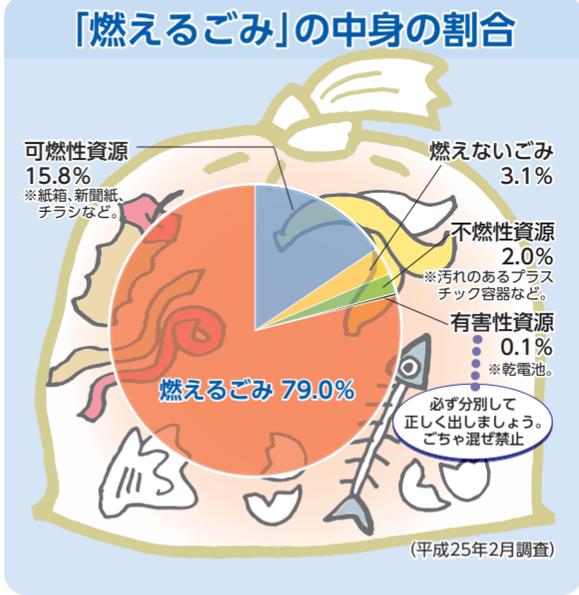
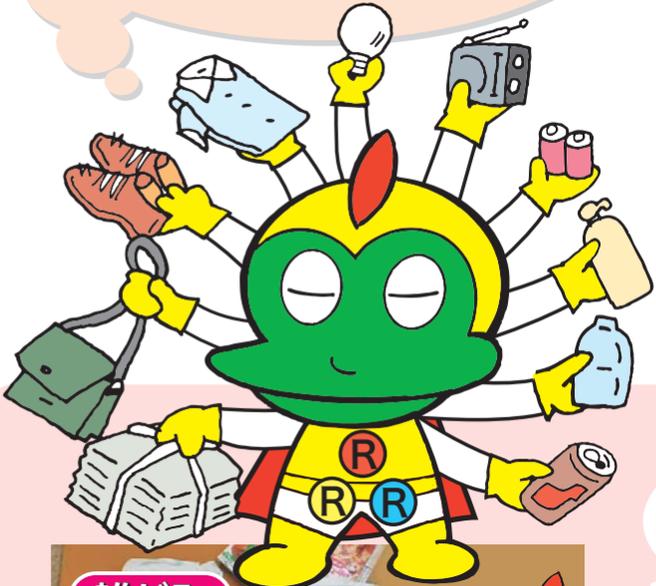


ごみの中には資源がいっぱい

市では、皆さんが出したごみの質を把握するため、「ごみ組成分析調査」を実施しています。その結果、まだまだ紙などの資源になるものが分別されずに「ごみ」として出されていることがわかりました。改めて分別の徹底をお願いします。



資源として分別してください

写真の資源物は、実際にごみの中に混ぜていたものです。飲料類のビン・カンや、新聞紙・雑誌などのほか、これらの資源物も正しく分別しましょう。

汚れのないきれいなものが資源になります

なくしましょう



買ったなら食べる、食べないなら買わないよ

ごみの中には、こんなにもったいない物が…。分別も大切ですが、その前に、こうしたごみをなくす生活を心がけましょう。

買ったまま封を切っていない食べ物や丸ごと捨てられた野菜・果物



平成25年4月1日から、集積所からの資源物(新聞紙、雑誌、段ボール、古布、ビン・カンなど)の持ち去り行為は、**条例で禁止**されています。**禁止命令に違反した場合、氏名公表や、7月1日からは、20万円以下の罰金を科す罰則規定も適用されます。**

- 持ち去り行為を防止するために市民の皆さんのご協力をお願いします。
- ◆資源物を出す際に、「小平市の回収に出した物です」などの貼り紙をして、市の回収に出したものであることを明確にする意思表示をお願いします。貼り紙は、手書きでも結構ですが、ごみ減量対策課(市役所4階)、東部・西部出張所で配布しているほか、小平市ホームページからもダウンロードできます。
- ◆罰金が適用される7月からは、集積所に掲示するための「持ち去り行為禁止看板」も作成する予定です。

持ち去り行為を発見したら...

日時・場所・資源物の種類・車両や人物の特徴などを問合せ先までお知らせください。
※直接注意したり、車両を制止したりすることは、トラブルや危険を伴う場合がありますので、おやめください。



ごみ処理基本計画の改定を進めています

市では、今後の循環型社会の確立を目指した総合的かつ計画的な廃棄物処理事業を推進するため、現在の「小平市ごみ処理基本計画」に代わる(仮称)「第3次小平市ごみ処理基本計画」の策定を進めています。今後、計画の内容の作成を進め、11月ごろには、計画の素案を公表し、市民の皆さんのご意見などを募集する予定です。

問合せ

ごみ減量対策課

☎042(346)9535

✉gomi-genryo@city.kodaira.lg.jp